

所役者
守場
岡塙
役員長
岡塙町役場

有線放送

設置事業

昭和41年に於て、現有の各区単位毎の有線放送施設を設置、以来、年々施設が古くなり維持修繕と住宅の増加による増設等の問題があり、有線放送の機能が十分發揮出来なくなつた為、昭和48年頃より

◎子局（各区長宅）からその区内に一斉放送が出来る。

◎放送時間帯は十分区長会等で検討して適当な時間一日数回放送します。

◎スピーカーは壁掛箱形宅内スピーカー等は区の管理になります。

◎聞き洩らした放送は自動放送を一カ一で小形。

総務課

年金支払い

●福祉年金の支払い月が次のように

●提出年金の法改正が行なわれました。

①次回支払い予定の昭和五十三年一月支払い分を、一ヶ月繰上げて

●国民年金の給付額が物価上昇率にあわせて、スライド制を導入し、九・四パーセント引き上げられました。

——昭和五十二年十二月支払い（なお十二月支払い分は十一月に支払いを受けることが出来ます。）

●国民年金の納付月ですが、納付する

②昭和五十三年五月支払いを——

●これが、経済的にむづかしい人のために免除基準が改正されました。

③そして、昭和五十三年九月支払いを、——八月に支払うという

●これは今年の四月から国民年金の保険料が二千一百円に引き上げられたため、これによつて未納者が増えないようとの対策と、生

ねた決果、昭和51年度に一部の工事が認められ着手しました。継続事業として52年度完成の運びとなりました。町内全域に亘り建柱、配線スピーカー取付け等迷惑をかけますが、完成について皆さんの理解と協力をお願いします。昭和53年4月より放送を開始し、町行政の広報、伝達事項は有線放送になります。システムの概要是次のとおりです。

○役場に親局、各区長宅を子局、を置き、役場から各区長宅を経由して各家庭に一斉放送が出来る。

山田小学校運動会

(西高陽区)

「フォーキダンス」

又、年金額も引上げられ、それがあわせて所得制限も緩和されました。福祉年金のことわざりに民課の年金係にお問い合わせください。

●電話で聞くことが出来る。

●工事費　スピーカー取付け費、電気料の個人負担はありません。

●工事完成後は区長宅に設置された子局、各家庭に設置されたスピーカー等は区の管理になります。

●放送時間帯は十分区長会等で検討して適当な時間一日数回放送します。

●改訂が行われました。この改訂により、実際に保険料を納付する

ことが困難な人は、役場に所得の

申告をされている所得と免除基準に照らし合わせて申請免除の手続きをすることが出来ます。その免除期間は保険料の納付をしなくても未納の取扱いにはなりませんし、その免除された月は、十年以内であればいつでも追納（納付）することができます。もし、納めることが出来ます。これは保険料の納付が経済的に不可能な人のための時効の中断の役目をするわけです。もし、納めることが出来ないからと、ほおっておくと年金をもらう時に、人より少なかつたり、あとで納めようと思つても時効で納めることが出来ないことになりますので、経済的な理由で納めることが出来ないようなことがおこつたり、又納めることがむづかしい場合は、すぐ役場、又は年金委員に問い合わせて下さい。

今月の国民年金第二基準月をきかに今年度分の未納保険料がある方はなるべく早く役場に相談に来てください。
 ③障害年金の発給認定日の取扱いが変りました。
 まず発給認定日が初診日から、三年を経過した時か、病床が固定した時であったのが昭和五十一年十月以降は初診日により認定することになりました。そのため国民年金の加入者は、障害に該当する事由がおこつた時、その初診日の納付状況によって、年金額を決定するようになりました。

又、年金額もスライド制を導入し、保険税を納めなければならぬ

「保険税の納入は被保険者の義務です。かならず納期を守つて納めましょう。」

☆納税の義務

国民健康保険という事業は、わたしたちの納める保険税と国や県と町から出される補助金とによってまかなわれ、運営されています。わたしたちの国保が健全に発展し、わが国の医療保険を通しての社会保障制度が維持されていくにせられた義務だといえます。保険

人間のことを納税義務者といいます。が、その人は世帯主です。その家族の人（被保険者）は、世帯主が国保税を納めやすいようにみんなで協力していかなければなりません。又たとえば世帯主が勤務先の健康保険にはついて、国保の被保険者でなくとも、その人家族のどれか一人でも国保にはつていれば、その世帯主が納税義務者となります（これを擬制世帯主といいます）。

☆被保険者になった月（資格発

発の月）から納める。

役場の窓口で国保加入のための届出をしたときにはじめて被保険

者になるような気がしますが、実

際には、岡垣町に住所を定めた時、

あるいは他の健康保険の適用を受

けなくなつたときから法律上国保

ならない分を保険税として被保険

者から徴収することになります。

このように国保税は国保の事業を行つるために必要な金額を見込み

運営するための税金ですので、目

的税と呼び百パーセント完納を建

て前としてあります。岡垣町にお

申告をされている所得と免除基準に照らし合わせて申請免除の手続をすることが出来ます。その免除期間は保険料の納付をしなくても未納の取扱いにはなりませんし、その免除された月は、十年以内であればいつでも追納（納付）することができます。もし、納めることが出来ます。これは保険料の納付が経済的に不可能な人のための時効の中断の役目をするわけです。もし、納めることが出来ないからと、ほおっておくと年金をもらう時に、人より少なかつたり、あとで納めようと思つても時効で納めることが出来ないことになりますので、経済的な理由で納めることが出来ないからと、ほおっておくと年金をもらう時に、人より少なかつたり、あとで納めようと思つても時効で納めることが出来ないことになりますので、経済的な理由で納めることが出来ないからと、ほおっておくと年金をもらう時に、人より少なかつたり、あとで納めようと思つても時効で納めることが出来ないことになりますので、経済的な理由で納めることが出来ないからと、ほおっておくと年金をもらう時に、人より少なかつたり、あとで納めようと思つても時効で納めることが出来ないことになりますので、経済的な理由で納めることが出来ないからと、ほおっておくと年金をもらう時に、人より少なかつたり、あとで納めようと思つても時効で納めることが出来ないことになりますので、経済的な理由で納めることが出来ないからと、ほおっておくと年金をもらう時に、人より少なかつたり、あとで納めようと思つても時効で納めることが出来ないことになりますので、経済的な理由で納めることが出来ないからと、ほおっておくと年金をもらう時に、人より少なかつたり、あとで納めようと思つても時効で納めることが出来ないことになりますので、経済的な理由で納めることが出来ないからと、ほおっておくと年金をもらう時に、人より少なかつたり、あとで納めようと思つても時効で納めることが出来ないことになりますので、経済的な理由で納めることが出来ないからと、ほおっておくと年金をもらう時に、人より少なかつたり、あとで納めようと思つても時効で納めることが出来ないことになりますので、経済的な理由で納めることが出来ないからと、ほおっておくと年金をもらう時に、人より少なかつたり、あとで納めようと思つても時効で納めることが出来ないことになりますので、経済的な理由で納めることが出来ないからと、ほおっておくと年金をもらう時に、人より少なかつたり、あとで納めようと思つても時効で納めることが出来うことになります。

加入の届出が遅れると、年金をもらいうるになつて、生年月日が同じでも、もうち金額が少ないということがおこります。

みなさん、自分達の老後の問題、年をとつて考えるのではなく、今の若いうちから考えておきましよう。!!みんな、自分達の老後の問題、年をとつて考えるのではなく、今の若いうちから考えておきましよう。!!

保険証が交付されないため保険治療が受けられないで損をすることがあります。以上のようなことがありますので届出は十四日以内にしてください。

☆保険税はなぜ上がるか？

それでは保険税はなぜ上がるのだ

人間のことを納税義務者といいます。が、その人は世帯主です。その家

族の人（被保険者）は、世帯主が

国保税を納めやすいようにみんなで協力していかなければなりません。

又たとえば世帯主が勤務先の

健康保険にはついて、国保の被保険者でなくとも、その人家族のどれか一人でも国保にはつ

ていれば、その世帯主が納税義務者となります（これを擬制世帯主といいます）。

医療費は使つていいか十分反省

してみる必要がありそうです。

ろうか、別図は岡垣町の過去数年

間の医療費と、それぞれの負担額

にそれぞれ引上げられました。

◎今年満二十才になられる方で、

他の公的年金制度の適用を受けて

ない方がおられましたら、国民年

金に加入いたしましよう。

他に公的年金制度の適用を受けて

ない方がおられましたら、国民年

金に加入いたしましよう。

参考までに、今度改正された年金支給額（四十年間納付された人で）は一ヶ月五六、八九一円——年間六十八万二千七百円になり、老後

六十九年満二十才になられる方で、

他の公的年金制度の適用を受けて

ない方がおられましたら、国民年

金に加入いたしましよう。

参考までに、今度改正された年金支給額（四十年間納付された人で）は一ヶ月五六、八九一円——年間

六十八万二千七百円になり、老後

六十九年満二十才になられる方で、他の公的年金制度の適用を受けてない方がおられましたら、国民年金に加入いたしましよう。

参考までに、今度改正された年金支給額（四十年間納付された人で）は一ヶ月五六、八九一円——年間

六十八万二千七百円になり、老後

六十九年満二十才になられる方で、

他の公的年金制度の適用を受けて

ない方がおられましたら、国民年

金に加入いたしましよう。

参考までに、今度改正された年金支給額（四十年間納付された人で）は一ヶ月五六、八九一円——年間

六十八万二千七百円になり、老後

六十九年満二十才になられる方で、

他の公的年金制度の適用を受けて

ない方がおられましたら、国民年

金に加入いたしましよう。

参考までに、今度改正された年金支給額（四十年間納付された人で）は一ヶ月五六、八九一円——年間

六十八万二千七百円になり、老後

六十九年満二十才になられる方で、

他の公的年金制度の適用を受けて

ない方がおられましたら、国民年

金に加入いたしましよう。

参考までに、今度改正された年金支給額（四十年間納付された人で）は一ヶ月五六、八九一円——年間

六十八万二千七百円になり、老後

六十九年満二十才になられる方で、他の公的年金制度の適用を受けてない方がおられましたら、国民年金に加入いたしましよう。

参考までに、今度改正された年金支給額（四十年間納付された人で）は一ヶ月五六、八九一円——年間

六十八万二千七百円になり、老後

六十九年満二十才になられる方で、他の公的年金制度の適用を受けて

ない方がおられましたら、国民年

金に加入いたしましよう。

参考までに、今度改正された年金支給額（四十年間納付された人で）は一ヶ月五六、八九一円——年間

六十八万二千七百円になり、老後

六十九年満二十才になられる方で、他の公的年金制度の適用を受けて

ない方がおられましたら、国民年

金に加入いたしましよう。

参考までに、今度改正された年金支給額（四十年間納付された人で）は一ヶ月五六、八九一円——年間

六十八万二千七百円になり、老後

六十九年満二十才になられる方で、他の公的年金制度の適用を受けて

ない方がおられましたら、国民年

金に加入いたしましよう。

参考までに、今度改正された年金支給額（四十年間納付された人で）は一ヶ月五六、八九一円——年間

六十八万二千七百円になり、老後

場が集金をしないで各自が自主的に納期限内に納付する制度」を行つておりますが、被保険者の協力をえまして年々納税成績が向上の一途をたどつてることを感謝致しております。又今後も国保の健全なる運営を行つていただくためにも金なる運営を行つてください。

☆岡垣町の国保税について

保険税は、前年の所得や国定資産税、被保険者の数によつて計算をします。岡垣町はその税金が確定するのは七月一日ですが、実際は四月一日を基準に(賦課期日)とあります。当該一年分を算定します。年税額が今年は最高十七万円までとなつています。なお本年度の岡垣町国民健康保険税の税率は次のようになつております。

①所得割額は前年と同じ税率で昨年の所得額から二十万円の基礎控除をした残りに「百分の三・七

」を乗じた額。

②資産割額も昨年と同様土地及

家屋の今年度課税された固定資産税額の「百分の二十」を乗じた額。

③被保険者均等割額は国保の加入者一人当たり「四千五百円」を乗じた額となり昨年より一人当たり五百円増加しています。

④世帯平等割額は「五千五百円」となり昨年より五百円増加しています。

以上の①②③④を合算した額が昭和五十二年度の保険税(最高十

七万円まで)で年税額となつてします。又今年から国保加入世帯の一人でも異動(資格取得及び喪失等)があれば保険税を月割で計算しなおすことになりました。

納期は次の通りとなつております。第一期が五月でこれは暫定賦課で第二期分にて精算することとなつています。第二期は七月でこれを確定賦課と呼んでいます。第三期は七月、第四期は十一月、第五期は翌年一月となつています。

何とか出費の多いときは存じますが保険税の納入につきましては格段の御協力ををお願い致します。

☆どうしても納めることができない場合

災害やその他の出来ごとで保険税をどうしても納めることができないという事態が発生した場合には、その程度に応じて保険税が軽減されることがあります。又一回に多額の国保税を納めることができない場合は分納申請をすることによって五回以上の納期に分けて納めることができます。国保は目的税ですので年度内「完納」を建前としております。くわしいことは税務課徴収係か、住民課国保係までに御相談ください。

☆保険税を認めないと……

納期限内に保険税を認めないと延滞金が加算されます。また督促を受けると督促手数料を徴収されただけでなく、督促状を受け取った日から起算して十日以内に完

納しないと、地方税法の定めによります。又今年から国保加入世帯の一人でも異動(資格取得及び喪失等)があれば保険税を月割で計算しなおすことになります。

また国保税の督促状は第四期分

から事務の簡素化をはかり、指定金融機関名を印刷しております関

係から税目、税額等を表に記入す

ることになりましたので、裏面も

ならず読んでください。

☆所得用語について

「法律の一部が改正された」

国保の加入者については、所得

税及び町県民税がかからなくて

ます。所得の申告をすることが法律で義務づけられましたので、昨年一年間の所得を申告しなければならなくなりました。

※(支給範囲拡大)

再婚解消妻の期限の延長(昭

和21年2月1日～28年7月31日)

により、昭和51年7月1日におい

て遺族年金、遺族給与金の受給権

を得ました。

和55年9月30日まで

かつ同日までに同氏の子、孫がい

ない者。

※(継続)

戦没父母特給(ほ号)の受給

権を取得し、昭和52年10月1日遺

族年金、遺族給与金を受給中で、

※(継続)

一、戦没者の妻に対する特別給付

金

※(継続)

戦没父母特給(ほ号)の受給

権を取得し、昭和52年10月1日遺

族年金、遺族給与金を受給中で、

※(継続)

二、戦没者の妻に対する特別給付

金

※(継続)

戦傷妻特給(3号)受給権を

取得し、昭和48年4月1日前に戦

傷病者が死亡したことににより、昭

和52年7月14日において公務扶助

料、遺族年金等受給中の者、(平

和55年7月13日まで)

適用年月日昭和52年7月14日～昭

和55年9月30日まで)

三、戦傷病者の妻に対する特別給付

金

※(継続)

戦傷妻特給(3号)の受給権を

取得し、昭和52年7月14日にお

いて增加恩給等受給中の戦傷病者

等の妻。

※(継続)

四、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※三親等内親族

公務扶助料、遺族年金等の受

給権者が、すべて失権し、昭和50年4月1日において、特別弔慰金

を受けることのできる遺族がいる

こと。

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

五、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※三親等内親族

公務扶助料、遺族年金等の受

給権者が、すべて失権し、昭和50年4月1日において、特別弔慰金

を受けることのできる遺族がいる

こと。

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

六、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

七、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

八、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

九、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

十、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

十一、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

十二、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

十三、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

十四、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

十五、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

十六、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

十七、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

十八、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

十九、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

二十、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

二十一、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

適用年月日昭和52年10月1日～昭

和55年9月30日まで)

※(継続)

二十二、特別弔慰金

金

※(継続)

満州事変間(昭和6年9月18日～12年7月6日)の戦没軍人の

遺族で、昭和50年4月1日において遺族年金等を受けている遺族

い場合の戦没者と死亡当時の生計閑係が1年以上あつた三親等内の親族(伯叔・父母・甥・姪・曾孫等)適用年月日昭和52年10月1日～昭和55年9月30日まで

民 生 課
和55年9月30日まで

役場事務室移転

事務機構の拡大に伴い役場庁舎もパンク状態になつたので、一階を事務室に改装し、十月一日から次の課は一階で事務をとる。
産業課、土木課(従来二階にいた)、水道課(従来三階にいた)教育委員会(従来は中央公民館にいた)

重度障害者の 福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とする人(概ね身障手帳の一、二級に該当する人)で、在宅の障害者に対する福祉の一還として手当を支給しています。

制度の概要

一、手当額 月額五千五百円
一、支給要件 日本国民で、廢疾

その受給資格について県の認定を受けなければなりません。詳しくは民生課でお尋ね下さい。

一、吉木区故村上伸男殿
昭和52年8月30日死亡

一、上畠区故原田良泉殿
昭和52年7月21日死亡

昭和52年8月3日死亡

一、内浦区故安高チカ殿
昭和52年8月30日死亡

一、新海老津区故原田清殿
昭和52年8月9日死亡

昭和52年7月28日死亡

一、戸切区故安高チカ殿
昭和52年7月21日死亡

一、高倉区故大村アヤコ殿
昭和52年8月23日死亡

昭和52年8月23日死亡

一、原区故福田シト殿
昭和52年7月24日死亡

一、藤岡区故原田良泉殿
昭和52年8月30日死亡

昭和52年8月30日死亡

一、戸切区故安高チカ殿
昭和52年8月27日死亡

一、高倉区故大村アヤコ殿
昭和52年8月27日死亡

昭和52年8月27日死亡

一、原区故福田シト殿
昭和52年8月28日死亡

一、高倉区故大村アヤコ殿
昭和52年8月28日死亡

昭和52年8月28日死亡

一、戸切区故安高チカ殿
昭和52年8月29日死亡

一、高倉区故大村アヤコ殿
昭和52年8月29日死亡

昭和52年8月29日死亡

一、戸切区故安高チカ殿
昭和52年8月30日死亡

一、高倉区故大村アヤコ殿
昭和52年8月30日死亡

昭和52年8月30日死亡

一、戸切区故安高チカ殿
昭和52年8月31日死亡

一、高倉区故大村アヤコ殿
昭和52年8月31日死亡

昭和52年8月31日死亡

一、戸切区故安高チカ殿
昭和52年8月31日死亡

一、高倉区故大村アヤコ殿
昭和52年8月31日死亡

昭和52年8月31日死亡

香典返しとして寄付

社会福祉協議会へ

一、吉木区故麻生用一殿 97才
昭和52年8月3日死亡
一、新海老津区故原田清殿 68才
昭和52年8月9日死亡
一、上畠区故瀬戸良泉殿 67才
昭和52年10月27日死亡
一、吉木区故吉田貞子殿 75才
昭和52年8月23日死亡
一、吉田典生殿より
一、高塚区故永野スエ殿 81才
昭和52年8月23日死亡
一、吉木区故森川タキ子殿 67才
昭和52年7月1日死亡
一、吉木区故森川日出子殿より
一、三吉区故藤岡イワヲ殿 82才
昭和52年7月3日死亡

『ごみ』についてお願い

ごみの不法投棄等について、住民の皆様にお願いいたします。
去る八月のお盆に、仏様のお供え物を燈籠流し(精靈流し)とし
て河川に流しておられる方が多数おられましたが、これは、昔のお盆の行事の一つであったかも知れませんが、現在は環境衛生の上か

水道課
限ある水資源
節水し大切に使いましょう
大切な水です
むだなく使いましょう
水道をむだなく
使って、よい社会
原田如月殿より
一、新海老津区故原田清殿 68才
昭和52年8月9日死亡
一、吉木区故瀬戸良泉殿 67才
昭和52年10月27日死亡
瀬戸達雄殿より
一、吉木区故吉田貞子殿 75才
昭和52年8月23日死亡
一、吉田典生殿より
一、高塚区故永野スエ殿 81才
昭和52年8月23日死亡
一、吉木区故森川タキ子殿 67才
昭和52年7月1日死亡
一、吉木区故森川日出子殿より
一、三吉区故藤岡イワヲ殿 82才
昭和52年7月3日死亡

老人クラブ寿会へ
藤岡常雄殿より
一、高倉区故吉田貞子殿 75才
昭和52年8月23日死亡
吉田典生殿より
一、高塚区故永野スエ殿 81才
昭和52年8月23日死亡
永野平八郎殿より
一、元松原区故宮川市太郎殿 57才
昭和52年7月3日死亡

藤岡常雄殿より
一、高倉区故吉田貞子殿 66才
昭和52年7月4日死亡
石田定幸殿より
一、波津区故刀根マサ殿 77才
昭和52年7月10日死亡
一、吉木区故麻生用一殿 97才
昭和52年8月3日死亡
宮川隆司殿より
一、元松原区故宮川市太郎殿 83才
昭和52年7月27日死亡

町費によつて処理いたしました。

また、今後一時的に多量のゴミが出た場合は、役場住民課衛生係から搬入証明書をもらつて、芦屋町のゴミ処理場に持つていつて処理して下さい。この処理場は遠賀郡四ヶ町の環境衛生施設組合です

ので利用して下さい。処理場の受付時間は、平日八時三十分から十六時まで、土曜日は十二時までです。日曜は休み、年末年始、盆の休みについては、その都度回覧などで連絡いたします。

城山登山

期日 十月三日九時海老津バス停集合、雨天の時は十月三十日、バスで赤鳥居まで行き、唐人墓、上畠焼等を見十一時頂上、十六時高倉で解散。
持参品、弁当、水筒・バス貸、文化財探訪と体力づくりのため多数参加ください。

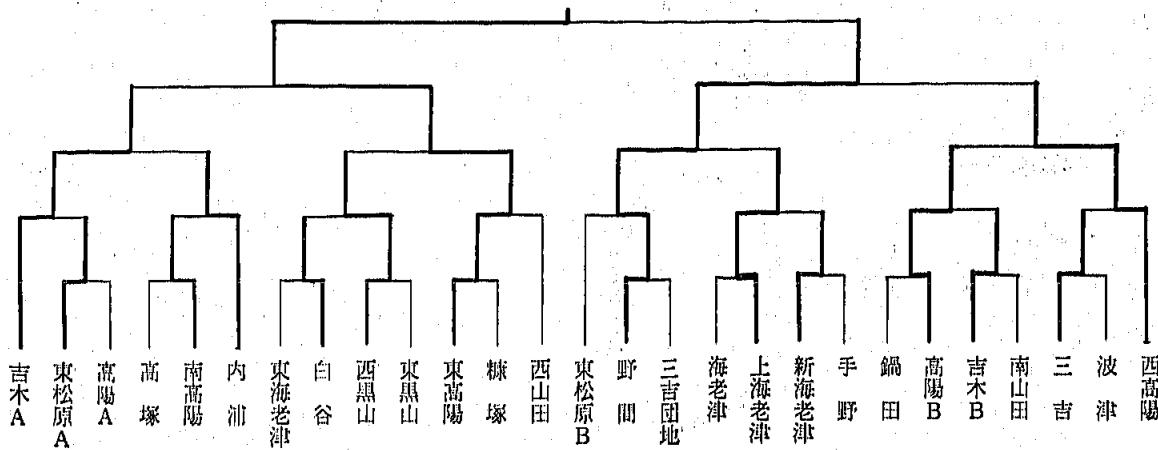
教育委員会

願いします。

岡垣町献血推進協議会



東高陽



壮年ソフトボール大会

昭和五十二年度第二回壮年ソフトボール大会が、九月四日、十一日に行なわれ、東高陽が優勝。

第2回



※ゴミ収集の依頼をされていないために、大型ゴミの収集日に、もえるゴミ、もえないゴミ等も混合して出されていますが、もえるゴミ、もえないゴミを自分で処理できない方は、ゴミ収集の依頼（申し込み）をして下さい。

特に、緊急（特殊）血液90本は、ほぼ百パーセント確保できました。採血された血液は、その日金医院等で使用されております。

次回（11月25日）にも、是非参加いただきますようお願いいたします。

また、当日参加されても、体の不調で採血できなかつた方もありますが、体調（血液の薄い方など）はその日によって異なりますので、次回にも是非参加されますようお願いします。

うちの子に
「かぎつて

シナリオ遊び

脅脳、脳膜などの内臓障害や無気力、幻覚などの精神障害等で廃人同様になり、ついには死亡にもつながるシンナ「遊び」。恐ろしいのは乱用が原因で、殺人窃盗、暴行などの非行に直結して

九月十三日の岡垣町青少年問題協議会の席でも、沢山の事例が報告されています。小学生、中学生、高校生や無職、有職の少年をおもちの家庭は、もう一度たしかめてください。

貴人の御一行をお迎えに幸あれ。自分
の子どもでなくとも、警察なり
教育委員会に連絡してください。
地域全部で青少年を健全に育てて
ください。次代はその青少年が日
本にならうのですから。

教育委員會

勾玉(1)は彎曲した体の一端に近く孔をうがつた玉であり、便宜上、孔のある部分を頭、他の端を尾といふ。

丸玉(5)ほぼ球形を呈し、中央に紐通しの穴をあけた玉。飾玉としてはもつとも普通的な形のものである。大きさは直径1cm、1.5cmが

東田古墳の装身具

東田古墳群の発掘調査で、多
数の土器とともに玉類などの装
身具も発見されています。発掘
を担当された県文化課の川述昭
人先生に解説してもらいます。

管玉(2)細い管状をなすものである。ふつうは長さ3cm、径8mmぐらゐである。東田古墳群出土品は2個であり、碧玉製品である。長さは1個は2.6cmの普通サイズであり、1個は長さ8mmの小形品である。

(2) 耳環みみわ
(6)

のとがある。東田8号墳からは後
者の形をした銅鉗が1個発見され
ている。

教育委員會

王の木粋など、水晶・瑪瑙・琥珀・硬玉(翡翠)・碧玉・滑石などの天然の材料で作られる事もあります。東田古墳ほかに、金・銀・ガラスなどの人工の材料や、木の実・骨・角・牙などの加工しやすい天然の材料で群からは、このうち、水晶・瑪瑙・琥珀・碧玉・滑石・ガラス・銀を材料とした玉類が発見されています。

切子玉(三算盤玉枕のもの)に移か
ついた形であり、六角形が普通で
あるが、まれに四角・五角・八角
形のものもある、水晶製品が圧倒的
的に多いが、瑪瑙・ガラスなども
用いられている。東田古墳群から
は水晶製品が6個発見されている。
翡翠 扁球形の玉で、ナツメの
実に形が似ている所からつけられ
た。中央が丸味をおびて太く、両
端は細まり、縦に紐通しの穴があ
っている。1cm内外の大きさであ
り、主として琥珀を用いたが、硬
玉・滑石・ガラスも用いられた。

The figure consists of three panels labeled 1, 2, and 3. Panel 1 shows a circular flow chamber with a central inlet and outlet port. A dashed line indicates the flow direction. Panel 2 shows a cross-section of the flow chamber with a central channel. Three numbered arrows point to specific features: arrow 1 points to a small triangular structure at the bottom; arrow 2 points to a horizontal bar with a vertical arrow pointing down; and arrow 3 points to a small triangular structure on the right side. Panel 3 shows a grid of circular detectors with numbers 1 through 5 assigned to different groups of detectors.

A black and white photograph showing a circular depression at the top, followed by a curved band of small, dark, circular features, and a cluster of small circles at the bottom right.

普通であり、直徑3 mm程度の小さ
いのを小玉とよぶ。材質は豊富で

③腕輪

